

「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の7に基づく店頭外国為替証
拠金取引に関する情報の保存及び同項第21号の8に基づく報告に関する規則」
の制定について

2019年6月20日
一般社団法人金融先物取引業協会

1. 規則制定の目的等

2008年のリーマン・ショック後、国際的に店頭デリバティブ市場の規制見直し（店頭デリバティブ市場改革）が進められる中、店頭外国為替証拠金（店頭FX）取引は当該改革の直接的な対象ではありませんでしたが、2015年1月にスイスフラン・ショックを経験し、本協会でも同年7月に公表された金融モニタリングレポートの内容も踏まえ、自主規制として外国為替証拠金取引を取り扱う会員における為替リスク管理態勢の整備、強化に向けて各種取組みを行ってきました。

そうした流れにおいて、金融庁では、年間取引規模が5,000兆円程度まで拡大した店頭外国為替証拠金取引（店頭FX）について、仮に店頭FX業者が破綻すれば、顧客やカバー取引先に大きな影響があるほか、外国為替市場や金融システムにも影響を及ぼし、システムリスクに繋がる可能性を有しているのではないかと考え、2018年2月に「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」を設置し、現行の決済リスクの管理が十分なものとなっているかについて検討が行われることとなりました。

当該検討会では、店頭FX業者の決済リスク管理の他に、取引の公正性や情報開示、顧客保護なども含めて広範にわたり議論され、その結果、同年6月に公表された当該検討会の報告書において、業者には「ストレステストを通じた自己資本の拡充」等とともに、主に不公正取引の防止の観点から「取引データ報告制度の充実」が求められることとなりました。

これを受けて金融庁では、業者に対して告示で指定する協会規則に基づき取引情報の保存・報告を行うことを義務付けるべく、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）を改正することとなり、本協会もこれに合わせて自主規制規則を新たに制定することとなりました。

2. 方法等

「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の7に基づく店頭外国為替証拠金取引に関する情報の保存及び同項第21号の8に基づく報告に関する規則」を制定します。

3. 規則案の説明

- (1) 規則案 別添【資料】を参照
 (2) 説明 本紙5頁以降を参照

4. 審議等の過程、今後の日程感等

| 年月日 | 内容 | 備考 |
|------------|---|------------------|
| 2018年6月13日 | 「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会 報告書」が公表される。 | |
| 10月4、5日 | 米国における報告制度の調査 (NFA シカゴ) | |
| 2019年2月19日 | 金融庁説明会 | |
| 2月28日 | 第30回FX幹事会 米国制度調査報告、保存・報告制度イメージの検討 | |
| 3月29日 | 第31回FX幹事会 自主規制骨子案についての検討 | |
| 4月18日 | 第32回FX幹事会 自主規制規則案についての検討 | |
| 5月13日 | 第33回FX幹事会 自主規制規則案についての検討 | |
| 6月12日 | 第34回FX幹事会 自主規制規則案のとりまとめ | |
| 6月18日 | 自主規制部会 パブリックコメント募集の開始を決定 | |
| | 幹事会への経過報告 (メール) | |
| 6月20日 | パブリックコメント募集の開始 | 2019年7月19日まで |
| | 自主規制部会及び幹事会への経過報告 (メール) | |
| 8月上旬 | 自主規制委員会 (書面) 理事会付議案件の審議 | |
| | 自主規制委員会・同部会及び幹事会への経過報告 (メール) | |
| 8月中旬 | 理事会 (書面) 自主規制規則の制定を決定 | 施行は 2021年4月1日 |
| | 全会員へ理事会結果を通知 | |

5. 意見等の募集について

規則案については、投資者保護等に関係する事案であることから、パブリックコメント手続きを次のとおり実施します。

(1) 公表資料及び公表方法

規則案及び参考資料を一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

2019年6月20日から2019年7月19日

(3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

(4) 意見等の処理等

意見等を受けて、必要があれば原案の修正等を行います。修正等の内容によっては、再度自主規制部会を開催する場合があります。

なお、原案の趣旨が変わらない範囲での修正等であれば、自主規制部会長に一任とさせていただきます。

(5) 結果の公表

いただいた意見等及びそれに対する協会の考え方等については、一般ホームページに掲載します。

6. 施行後の取組状況の確認等

本規則案の制定が決定し、施行された後の会員における取組み状況については、本協会の実地監査等で確認するものとします。

7. その他

- ・ 本規則の施行については、府令の適用開始に合わせ、2021年4月1日とします。
- ・ 保存・報告のデータ形式等の詳細について記載した要領及び報告提出様式については、協会システム開発に係る要件定義フェーズにおいて最終決定し、協会の通知文書として発出する予定です。
- ・ 当該様式、要領の変更については、FX幹事会の了承を得て行うものとします。
- ・ 本規則の施行に伴い「金融先物取引業務取扱規則」を改正し、第25条の4を削除するとともに、「金融先物取引業務取扱規則第25条の4に関する細則（店頭外国為替証

抛金取引に係るデータ保存関係)」を廃止します。

以 上

本件に関するお問合せ先

総務部

03-5280-0881

「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の7に基づく店頭外国為替証拠金取引に関する情報の保存及び同項第21号の8に基づく報告に関する規則（案）」

の説明

2019年6月20日

一般社団法人 金融先物取引業協会

（目的）

第1条関係

条文のとおり。

（定義）

第2条関係

- （1）「店頭外国為替証拠金取引」の定義は、府令から「特定通貨関連店頭デリバティブ取引」の定義を引いておりますが、そのうち、投資者の保護のため支障を生ずることがないという理由により金商法上で業から外れている取引については含まないこととしております。
- （3）「注文価格」とは、指値注文における指値、ストリーミング注文において顧客が画面上でクリックした表示価格がこれに該当します。定義は、金融先物取引業務取扱規則（以下「業取規則」といいます。）第25条の2の2第3項第1号に基づきます。
- （4）について、成行注文におけるスリッページの定義は、業取規則第25条の2の2第3項第1号に基づき「顧客の注文時の表示価格」と「実際の約定価格」の相違としていますが、成行注文において顧客の注文時に画面に表示される価格を保存することを新たに義務付ける意図はありません。
- 成行注文におけるスリッページについて、顧客画面から注文が出されて会員の受注サーバに到達する間の通信に掛かる時間は会員にとってコントロール不能であり、それ以降のコントロール可能な受注時点から約定までの間に、会員が非対称な取扱いをしていなければ、コントロール不能の通信部分と合わせて、全体として非対称な取扱いをしていないと考え、受注時の基本価格と約定価格の相違について確認することになります。

（対象）

第3条関係

- 基本的に自社で顧客への価格配信や約定などを行わない媒介、取次ぎ、代理については本規則の対象となりません。
- ただし、海外にある業者へ媒介等をする場合、当該先から協会へ取引情報が報告されることはなく、媒介等を行う側の業者が、顧客に提供される取引の状況の把握等、一定

の役割を果たすべきとの考えから、外国法人への媒介等は適用対象外とはしないこととしています。

(取引情報の保存)

第4条関係

第1項～第3項

- ・ 第3項に規定する「価格の配信に関する情報」「注文に関する情報」「約定に関する情報」「カバー取引に関する情報」「その他自らの取引が適正に行われていることを明らかにするために必要になると会員が判断する情報」を3年間保存することとしています。
- ・ ただし、第4項の(4)「基本価格がその値となる根拠について説明するための情報」のうち、①「当該基本価格の生成に用いたカバー取引先から取得した価格」については、情報量が膨大になることを考慮し、最低3か月保存することとしています。
- ・ 本規則により保存を求められる情報について、協会への提出が必要な際にはカバー取引先や取引システム委託先から当該情報を取得し、本協会が指定する様式及び方法により速やかに(期限がある場合は期限内に)提出が可能であれば、本規則に基づき保存をされていると考えます。

第4項

- ・ (4)①の「当該基本価格の生成に用いたカバー取引先から取得した価格」について、協会においてデイリーで報告された約定情報を分析し、リファレンス・レートと大きく乖離している状況等があった場合に、基本価格がその値となった根拠について確認するためアドホック報告を求めることがありますが、基本的には該当の基本価格の配信日時の前後数分(相場変動によっては30分から1時間など)程度の範囲を指定して、その時間帯にカバー取引先から取得した価格の提出を求める形となると考えます。
- ・ その際、会員に対して、当該価格を用いて基本価格の生成を完全再現することや約定価格と当該価格の紐付けを行うことを求めることは想定していません。
- ・ (4)②の「当該生成の過程で算出された価格」とは、例えば、複数カバー取引先から取得した価格の平均値等にスプレッドを乗せて基本価格としている場合、スプレッド乗せる前の当該平均値等を指します。
- ・ (4)③の「①又は②の情報と組み合わせることにより当該根拠について説明することが可能となる情報」としては、②の価格にスプレッドを乗せて基本価格としている場合における当該スプレッドの情報、基本価格生成を行っているシステムの設定ログや操作ログなどが想定されます。
- ・ なお、各社によって価格生成の仕組み等が異なることから、③については、①②の補

完的なデータとしてどのようなものがあれば基本価格がその値になること又は確からしいことについて説明できるのか自社で十分に検討し、保存するデータを定める必要があります。

- これらの情報をアドホック報告する場合のデータ型や報告様式の指定は考えていませんが、Excel やメモ帳など、一般的なアプリケーションで閲覧可能なデータ形式（画像データではなくデータ検索可能な形式）で報告してください。
- （４）①から③の情報について報告を求める場合の期限の設定については、これまでの価格モニタリングと同様になると考えており、即日や翌日までというような日程感で提出を求めることは想定していません。
- （５）について、生成した基本価格のうち、約定やポジション評価には用いられるが、意図的に顧客に提示していないもの（顧客に向けて配信されているが、結果的に顧客画面上表示されない又は視認できないものは除きます。）があれば、フラグを立てるなど、提示の有無を把握できるようにしておく必要があります。
- （６）について、基本価格以外に、顧客が注文時に参照するインディケーションを提示している場合には、当該情報を保存しておく必要があります。

第5項

- （10）注文期限、（11）注文の変更等に関する情報は、現行でも法定帳簿として保存されている情報になりますが、協会がアドホック報告を求める場合には、その法定帳簿のコピーを提出していただく等の対応が考えられます。

第6項

- （９）は、成行注文のように注文価格を指定しない注文を除き、指値注文、ストリーミング注文のように注文価格を指定する注文、逆指値注文、ロスカット取引や証拠金規制における強制決済[※]などの注文執行の起点となる価格を指定する注文において、あらかじめ指定された執行条件を満たした日時を指しています。
- （９）の日時には、時間指定注文において条件として指定された時間も含まれます。
- （10）の手数料は、取引手数料として顧客から徴収するものを指し、基本価格生成時に会員が当該価格に乗せるスプレッドは含みません。
- デイリー報告では、基本価格に手数料を乗せた価格を約定価格としている場合のみ当該手数料分を報告していただくこととなります。基本価格で約定し、手数料を約定価格に外付けする場合は当該報告の対象にはなりません。

※ ロスカット取引は、現行のスリッページ規則の考え方に従い、注文執行の起点を指定して行う注文と同様に整理します。証拠金規制の中で、証拠金率判定時刻において実預託額が維持必要預託額に不足する場合（その結果、追証を求め、指定した時

間内に入金されない場合を含む。) に行う強制決済も同様に考えます。

第7項

- ・ カバー取引においてマルチプライス・ポータルを使用している場合、リクイディティ・プロバイダーがヘッジファンドであっても自動的にプライムブローカーの名前で約定されると考えますが、カバー取引の実際の発注先が分からなくても、使用するプラットフォームを見れば、その仕組みを把握することが可能であるため、アドホック報告の際には(6)の発注に用いるプラットフォームの名称については具体的に記載してください。

第8項

- ・ インターネット取引の場合、日時情報を現行のデータ保存細則の1秒以下ではなく、ミリ秒(1/1,000秒)以下で保存していただきます。

(会員における保存態勢等の整備)

第5条関係

第1項、第2項

規定のとおり

第3項

- ・ 現行のデータ保存細則と同様に、損害賠償その他の経済的な便宜を求める顧客その他会員が必要と認める顧客に対して、保存された情報を用いて検証を行い、その結果に基づいて顧客に具体的に説明することとしています。
- ・ なお、現行のデータ保存細則では、「検証の内容及び結果を資料として顧客に提示」することも明示されていますが、今回の規則では、カバー取引情報など保存すべき項目も増えており、規定としては検証結果に基づいて顧客に具体的に説明する旨を明示し、顧客への検証結果の提示については各会員で判断していただくという考えで考えています。

第4項

- ・ 申出の記録の保存については、現行のデータ保存細則では申出があった日から3年となっていますが、通常、苦情等であれば、対応が終了してから3年とするべきであると考え、その形に修正しています。

第5項

- ・ 損害賠償等は求めてはいないが取引の適正性について具体的な説明を求める顧客がいる場合は、各会員の判断で保存された情報を用いるなどして、当該顧客に誠実に説明することとしています。

その他

- ・ 今回の規則では、現行のデータ保存細則にある「会員の行う業務に係る監督行政機関など関係諸機関から（略）に規定する情報の提供を求められた場合には、速やかに応じる」趣旨の規定はありません。監督官庁から情報の提供を求められた場合には当然対応しなければならず、FINMAC の場合も各社と協定を結んでいて、正当な理由なく拒むことはできません。その他法令等の根拠に基づく場合や個別にあっせん機関等と協定を結んでいる等あれば、これも当然従うことになるため、これらについては規則にあえて書く必要はなく、その他のケースについては、会員が顧客保護の観点から、判断していただくことを念頭に、今回の規則からは削除しています。

(協会への報告等)

第6条関係

第1項

- ・ 会員は、本規則により保存しているデータのうち、約定に関する情報とそれに係る注文に関する情報の一部、その他本協会が必要と認める情報について、営業日ごとにまとめて翌営業日 17 時まで本協会へ報告する必要があります。
- ・ 注文に関する情報としてデイリー報告すべき項目は、(1) 受注日時、(2) 成行注文における受注日時の時点の基本価格、(3) 注文執行の条件として顧客に指定された価格（ロスカット取引やトレール注文などの当該指定価格が相場の動きに合わせて変動するものを除きます。）の3つであり、約定した注文に係る部分のみ、当該約定情報と紐付けて（同じ行の項目に入力して）、報告していただく形になります。
- ・ (1) の受注日時について、上述のとおり、ロスカット取引及び証拠金規制における強制決済については、注文執行の起点となる価格を指定する注文と整理しますが、実際に顧客が注文を送信して、それを会員が受注するという動作が行われるということではないため、報告様式において当該取引について記載する際には、受注日時の欄はNA（具体的な記載方法は、協会システムの要件定義時に決定します。以下同じ。）としてください。
- ・ (2) については、「価格の配信に関する情報」として保存されている基本価格の中から、成行注文の受注時の基本価格のみをデイリーで報告していただくという内容になっています。これは、注文価格や注文執行の起点となる価格が指定されていない成行注文では、受注時（顧客注文のサーバ到達時）の基本価格と実際の約定価格との相違の発生状況から、非対称スリッページに係る分析をすることになるためです。

- ・ (3)については、指値注文における指値、ストリーミング注文における画面上クリックされた価格、逆指値注文における逆指値などの注文執行の条件として顧客に指定された価格が対象となります。
- ・ ロスカット取引、証拠金規制における強制決済、トレール注文などの相場の動きに合わせて条件となる価格が変わる注文の場合、デイリーでの報告では当該価格の欄をNAとしてください。

第2項

- ・ 会員は、デイリー又はアドホックの報告済みの情報に修正等の変更を行った場合には、翌営業日 17 時までには当該変更された情報を協会へ報告する必要があります。

第3項

- ・ 現行のデータ保存細則と同様に、会員は、第4条第3項の損害賠償その他の経済的な便宜を求める顧客その他会員が必要と認める顧客の申出について、同条第4項の規定に基づいて作成した記録を一月ごとにまとめて、翌月 10 日までに協会へ報告していただきます。
- ・ 対象月より前の月に顧客からの申出があり、これに係る対応が継続している場合、対象月において当該事案に係る新たな記録が作成された（既存の記録が更新された）場合には、当該記録を翌月 10 日までの報告に含めることとします。

(協会における情報の分析)

第7条関係

第1項、第2項

- ・ 会員からデイリーで報告された情報を分析し、第1項各号に掲げる状況が認められた場合には、必要に応じて会員に説明を求め、又は保存されている情報の報告をアドホックに求めるなどして、その要因を検証します。
- ・ アドホック報告については、あらかじめ様式を定めるもの（基本価格、カバー約定情報）もありますが、特段様式は定めず、会員が日常の業務において使用している帳票等の写しを出していただくことで足りるものも考えられます。
- ・ アドホック報告の報告期限については、その都度、協会が指定することになりますが、起きている事象や相場動向、報告を求める内容などに依ります。
- ・ 例えば、基本価格がその値となる根拠として、カバー取引先から配信されたレート、そこから生成された中間的なレート及びこれに乗せたスプレッド情報などのアドホック報告を求める場合には、当日や翌日というようなことではなく、これまでの価格モニタリングで同様のデータを求めた場合と同じような期間設定になるものと考えます。

第3項、第4項

- ・ 規定のとおりです。

(会員における報告態勢の整備)

第8条関係

- ・ デイリー報告、一部のアドホック報告の様式については、報告要領と併せて作成し、最終的に協会の通知文書として発出する予定です。

(協会における態勢整備等)

第9条関係

第1項～第3項

- ・ 規定のとおりです。

(規則の見直し)

第10条関係

第1項、第2項

- ・ 規定のとおりです。

以 上